吉田町国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、

次の要件を満たす方は、申請により **保険税が減免**となります。

【減免の対象となる保険税】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が 設定されている保険税

【保険税の減免の対象となる方】※主たる生計維持者とは原則世帯主をさします

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡 し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ 保険税を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方

⇒ 保険税の一部を減額

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について、次のいずれにも該当すること

- (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に 比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注:申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○<mark>保険税の減免額は、減免対象保険税額</mark> (A×B/C) に 減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険税額(A×B/C)

A:世帯の被保険者全員について算定 した保険税額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見 込まれる収入にかかる前年の所得額 C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者

全員の前年の合計所得金額

前年の合計所得金額に応じた 減免割合(D)

300万円以下の場合 : 全部(10分の10)

400万円以下の場合 : 10分の8 550万円以下の場合 : 10分の6 750万円以下の場合 : 10分の4 1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、 対象保険税の全部を免除。

ご自身が減免の対象になるか、裏面の簡易フローをご確認ください。

ホームページに、申請用紙、提出書類等を掲載しております。

HP:www.town.yoshida.shizuoka.jp/6091.htm

(税務課及び町民課に申請用紙等を備えております。)

※申請方法:郵送または税務課窓口へ提出

※提出書類:減免申請書、事業収入等申告書、収入がわかる写し(帳簿、通帳、給与明細書等)等